

〈メールオーダーサービス特約〉

第1条 (特約の適用範囲、変更等)

- この特約は、横浜幸銀信用組合（以下「当組合」といいます。）のメールオーダーサービス（以下「このサービス」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- この特約で定める事項は当組合下記(1)～(4)の規定で定める事項に優先して適用されるものとします。
 - 普通預金・貯蓄預金 共通規定
 - キャッシュカード規定（個人用）
 - 通帳による自動機取引規定
 - 定期預金・通知預金・定期積金 共通規定
- この特約に定めのない事項は第2項(1)～(4)の規定により取り扱うものとします。
- この特約において使用する語句のうち、この特約で定義されていないものは、第2項(1)～(4)の規定に従うものとします。
- この特約については、お客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。変更内容をお客さまに通知する場合は、ホームページへの掲示、その他当組合の定める方法により行います。なお、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第2条 (お申込店舗)

- このサービスのご利用は、当組合のホームページからつばさ支店へのお申し込みに限ります。
- 当組合の本支店でお取引をいただいているお客さまも、つばさ支店以外ではお申し込みできません。

第3条 (メールオーダー専用口座の開設条件)

- 現在まで引き続いて1年以上日本国内に居所がある方
- 満18歳以上の個人の方
- 事業用の口座として使用しない方
- 転送不要扱いの郵便を受取れる方
- 外国の政府等において重要な公的地位にある方に該当しない方

第4条 (お申し込みの制限)

- メールオーダー専用口座が不正な取引に利用されないよう、次に該当する場合はお申し込みをお断りします。なお、お申し込みができなかったことによって損害が生じても当組合は責任を負いません。
- ご本人であることを証明できる所定のご本人確認書類のご提示がない場合
 - 申込書に記載された住所とご本人確認書類の住所が異なる場合
 - 次のいずれかに該当する場合
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - その他①から⑤に準ずる者
 - 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - その他①から④に準ずる行為
 - その他不正取引のおそれがあると当組合が判断した場合

第5条 (普通預金口座の開設)

- 当組合所定のメールオーダー専用つばさ預金申込書（以下

「申込書」といいます。）に必要事項を記入し署名捺印のうえ、申込書に記載の所定のご本人確認書類を添え郵送でお申し込みください。

- 申込書到着確認後、メールオーダー専用普通預金口座（以下「普通預金口座」といいます。）を開設し、口座内容を記載した「普通預金口座開設通知書」を本人限定受取郵便にて郵送します。
- 普通預金口座の通帳は、最初の定期預金作成後に発行・郵送します。
- 普通預金口座の開設は、お客さまお一人につき1口座とさせていただきます。

第6条 (普通預金口座の利用可能範囲)

利用可能範囲は下記の事項のみとします。

- メールオーダーサービスに係る資金の受け渡し
- キャッシュカードによるお預け入れ、払い出し
- つばさ支店の預金の利息入金
- つばさ支店の出資配当金の振替
- キャッシュカード利用手数料の返戻
- その他、当組合が必要と判断した事項

なお、当組合インターネットバンキングのご利用はできません。

第7条 (普通預金口座の利息)

普通預金口座の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金口座に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第8条 (普通預金口座の解約方法)

- 普通預金口座の解約は定期預金のお取引がすべて終了するまでできません。
- 解約希望日の1か月前から1週間前までの間につばさ支店へお申し出が必要です。当組合のホームページ、またはつばさ支店フリーダイヤルにてお申し出ください。
- 解約お申し出後、普通預金口座解約申込書（以下「解約申込書」といいます。）に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、普通預金口座通帳およびご本人確認書類とともに、つばさ支店に郵送してください。
- 当組合は解約申込書に記載された解約希望日（解約希望日が当組合の休業日にあたる場合はその翌営業日）に解約手続きを行うものとします。ただし、必要書類が解約希望日の前営業日までにつばさ支店に到着しない場合は、到着した翌営業日以降に解約手続きを行います。
- 普通預金口座の解約金は、ご指定の定期預金解約金等の振込先口座（以下「振込先口座」といいます。）に振込ます。
- 解約した普通預金口座通帳は、計算書とともに郵送します。
- 郵便の遅延および必要書類の不備、印鑑相違等により解約手続きが遅れ損害が生じても当組合は責任を負いません。
- 普通預金口座開設日から3か月以上経過しても普通預金口座の残高が定期預金および出資金のお申込金額に満たない場合には、定期預金のお申し込みがなかったものとして普通預金口座を解約します。

第9条 (振込先口座の届出及び変更等)

- 振込先口座のお届けがない場合、このサービスのご利用はできません。
- 振込先口座は、お客さまご本人名義の普通預金口座に限ります。
- 振込先口座の変更が必要になった場合は、当組合ホームページより用紙を印刷のうえ、ご本人確認書類とともに書面によりつばさ支店にお届けください。変更後の振込先口座もお客さまご本人名義のつばさ支店以外の普通預金口座に限ります。
- 振込先口座の記載不備等により、解約金等の振込ができず改めて振込する場合は、当組合所定の振込手数料をいただきます。

第10条（普通預金キャッシュカードの発行）

初回定期預金口座作成後、事前にお預かりしているキャッシュカード発行依頼書兼暗証届により普通預金キャッシュカード(以下「カード」といいます。)を発行します。

第11条（自動機が故障時等の取り扱い）

当組合および当組合がオンライン現金自動預入（支払）機（現金自動預入支払兼用機を含み、以下「自動機」といいます。）の共同利用による現金預入（支払）業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の自動機が停電、故障の場合には、取り扱いを一時停止することがあります。

第12条（暗証およびカード紛失時の取り扱い）

1. 暗証は、当組合所定の自動機を使用して変更することができません。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、キャッシュカード規定（個人用）第10条による届出の必要はありません。
2. 暗証を連続で当組合所定の回数を間違われた場合はカードが無効となりますので、つばさ支店にご連絡のうえ、当該カードの再発行手続き（手数料が発生します）をしてください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
3. カードを紛失した場合は直ちにつばさ支店にご連絡のうえ、当組合所定の方法により届け出て、当該カードの再発行手続き（手数料が発生します）をしてください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第13条（カードの利用停止）

普通預金口座を解約した場合はカードの利用はできません。カードは磁気部分をハサミで切り刻んでからお客さまの責任で処分してください。普通預金口座解約後のカードが悪用されたことにより損害が生じても当組合は責任を負いません。

第14条（定期預金の預入金額）

メールオーダー専用定期預金（以下「定期預金」といいます。）の1回あたりの預入金額は100万円以上、10万円単位とします。

第15条（定期預金の適用利率）

この定期預金の適用利率は、口座振替により普通預金口座から定期預金を作成した日の利率を適用します。

第16条（定期預金の預入期間）

この定期預金の預入期間は1年、3年、5年です。

第17条（定期預金の証書発行）

この定期預金は証書を発行します。
自動継続後の新しい定期預金証書の発行はありません。

第18条（定期預金のお申込方法）

1. 当組合ホームページの「つばさ普通預金口座をお持ちのお客さまのお預け入れ申込フォーム」より普通預金口座番号等必要事項をご入力の上、定期預金のお申し込みを行ってください。
2. 定期預金のお申込金額を、お振込等により普通預金口座にお預け入れください。振込の振込人名はお客さまご本人名義に限ります。なお、お振込の際に手数料が発生する場合はお客さま負担となります。
3. 出資金加入ご希望のお客さまは、その資金も併せてお振込いただく必要があります。
4. 普通預金口座に必要な資金が入金されたことを当組合が確認した日に、普通預金口座から口座振替の方法で定期預金を作成し、証書を郵送します。
5. 普通預金口座開設日または申込書記載の申込日のいずれか遅い方から3ヶ月以上経過しても普通預金口座の残高が定期預金、出資金のお申込金額に満たない場合には、定期預金のお申し込みがなかったものとします。

第19条（定期預金の自動継続方法）

1. 定期預金の満期日（自動継続日）前に満期のお知らせ（自動継続のご案内）を送付します。

2. 定期預金は満期日（自動継続日）に同期間の同定期預金に自動継続しますので、お預け替えのお手続きは不要です。継続された預金についても同様とします。
3. 元金継続のみのお取り扱いとします。
4. 自動継続後の定期預金の適用利率は、当組合ホームページの「つばさ支店からの重要なお知らせ」に掲載の利率を適用します。
5. お客さまが定期預金の継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の1か月前から1週間前までにその旨を申し出てください。お申し出があり、所定の手続きが完了しましたら、満期日以後に支払います。
6. 当組合がこの定期預金の継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を通知します。当組合が継続を停止したことにより損害が生じても当組合は責任を負いません。

第20条（定期預金の利息）

1. 定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日における預入金額に応じたつばさ定期預利率率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
2. 自動継続時の利息は、普通預金口座に入金することにより支払います。
3. 継続を停止した場合の定期預利率率は、満期日以降にこの定期預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率または約定利率によって計算します。
4. 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および当組合規定に違反し解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときには最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、定期預金とともに支払います。

<預入期間1年もの>

- A. 6か月未満・中途解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%

<預入期間3年もの>

- A. 6か月未満・中途解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×20%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×35%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×40%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×55%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×60%

<預入期間5年もの>

- A. 6か月未満・中途解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×10%
 - C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×20%
 - D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×25%
 - E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×30%
 - F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×35%
 - G. 3年以上4年未満・・・約定利率×50%
 - H. 4年以上5年未満・・・約定利率×65%
5. 定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第21条（定期預金の解約方法）

1. 解約希望日の1か月前から1週間前までの間につばさ支店へお申し出が必要です。当組合ホームページ、またはつばさ支店フリーダイヤルにてお申し出ください。
2. 解約お申し出後、当該定期預金証書裏面に解約希望日を記入し、届出の印章により署名捺印のうえ、ご本人確認書類とともにつばさ支店に郵送してください。
3. 当組合は当該定期預金証書裏面に記載された解約希望日（解約希望日が当組合の休業日にあたる場合はその翌営業日）に解約手続きを行うものとします。ただし、必要書類が解約希望日の前営業日までにつばさ支店に到着しなかった場合は、到着した翌営業日以降に解約手続きを行います。
4. 定期預金の解約金は、振込先口座に振込ます。振込先口座にお振込できない場合は普通預金口座に入金します。

5. 郵便の遅延および必要書類の不備、印鑑相違等により解約手続きが遅れ損害が生じましても、当組合は責任を負いません。

第22条（届出事項の変更、通帳等の再発行等）

1. このサービスに係る印章や通帳等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちにつばさ支店に連絡のうえ、書面によって当組合に届け出てください。
2. 前項の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
3. 印章や通帳等を失った場合の該当預金の払戻し、解約または再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
4. 通帳等を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。その際の手数料は、普通預金口座から口座振替によりお支払いいただきます。

第23条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上